

## 焼津市建築物等確認申請等台帳記載事項証明書等事務取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、焼津市建築物等確認申請等台帳記載事項証明書の交付事務等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、使用する用語は建築基準法(昭和25年法律第201号。以下、「法」という。)に定めるところによるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「確認申請」とは法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する申請及び確認(法第87条、法第87条の2及び法第88条の準用規定を含む。以下同じ。)をいう。
- (2) 「定期報告」とは法第12条第1項又は第3項による報告をいう。
- (3) 「確認申請等」とは確認申請及び定期報告をいう。
- (4) 「台帳」とは、確認申請の記載内容を転記した台帳(電磁的記録を含む。)及び定期報告の報告書(直近に提出されたものに限る。)の記載内容を転記した台帳(電磁的記録を含む。)をいう。
- (5) 「証明書」とは第4第1項各号に掲げるものをいう。

### (申請)

第3 証明書の交付を受けようとする者又は台帳を閲覧しようとする者は、建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付申請書又は建築物等確認申請等台帳閲覧申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

### (証明書の交付)

第4 市長は、第3の規定による建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付申請を受けた場合であって、当該申請に係る台帳があるときは、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める証明書を申請者に交付するものとする。

- 一 確認申請 確認台帳記載事項証明書(第2号様式)
  - 二 定期報告 定期報告証明書(第3号様式)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、証明書の交付は行わないものとする。
- 一 証明に係る物件を台帳で特定できない場合
  - 二 市長が証明書を交付すべきでないと判断した場合

### (台帳の閲覧)

第5 市長は、第3の規定による建築物等確認申請等台帳閲覧申請を受けた場

合であつて、当該申請に係る台帳があるときは、台帳閲覧に供するものとする。ただし、市長が閲覧に供すべきでないと判断した場合は、台帳閲覧に供しないものとする。

(手数料の徴収等)

第6 市長は、第4第1項の規定により証明書を交付するときは、焼津市手数料条例（平成12年3月29日条例第13号）に基づく手数料を徴収するものとする。

2 前項の手数料の額は、焼津市手数料条例別表（111）その他の証明に定める額とする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月30日から施行する。